

鳥獣被害の防止対策

相談内容

中山間地域では、近年サルによる農作物の被害が増えています。野菜を作つておられる方の高齢化もあり、野菜作りをやめられる方も増えるのではないかと心配です。サルを含む野生鳥獣による農作物の被害防止対策を徹底してほしいです。

対応

山口行政相談センターに寄せられた行政相談委員からの要望です。センターでは、野生鳥獣による農作物の被害状況や、山口県や県内市町が、鳥獣被害防止特措法に基づき、生息環境管理、侵入防止対策、捕獲などに取り組んでいることを説明しました。

山口行政監視行政相談センターから

2023（令和5）年度の野生鳥獣による農林業被害額は、山口県内で約3億3,800万円に上ります。鳥獣別では、イノシシが約1億3,500万円、シカが約1億6,000万円、サルが約4,900万円と続きます。

野生鳥獣の保護・管理は、環境省が所管する鳥獣保護管理法に基づき行われています。

しかし、中山間地域の過疎化などによる耕作放棄地の拡大や狩猟者の減少などにより、シカやイノシシなどの鳥獣の個体数が急速に増えたため、農作物に多大な被害を与えるようになりました。これを受け制訂された鳥獣被害防止特措法に基づき、農林水産省でも捕獲対策を実施するとともに、農作物などの被害を軽減するための対策を実施しています。

鳥獣被害対策は、①個体群管理（鳥獣の捕獲）、②侵入防止対策（侵入防止柵の設置、追い払い）、③生息環境管理（刈り払いによる餌場・隠れ場の管理＝緩衝帯の整備、放任果樹の伐採）の三つの対策を総合的にバランスよく行うことが重要です。これらの取り組みを地域ぐるみでいかに徹底できるかが、対策の効果を大きく左右します。

山口県内の全ての市町は、これらの対策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき「被害防止計画」を定めており、山口県と連携して、各種被害防止施策を進めています。

また、山口県は、農作物等の鳥獣被害の相談や鳥獣被害防止技術・情報の収集と提供を行うため、農林水産部農林水産政策課内に鳥獣被害相談センターを設置しています。

鳥獣による農作物等の被害に係るご相談は、各市町の鳥獣被害対策窓口または山口県農林水産部農林水産政策課鳥獣被害対策班（電話083・933・3473）にお問い合わせください。

（令和7年2月26日 山口新聞に掲載）